

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年1月30日

彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホーム登録 制度を創設しました！ ～本日から2月末まで登録申請受付中！～

障害者グループホームの指定を受けるグループホームは増えていますが、重い障害のある方が入居できるグループホームは数も情報も少ない状況です。

そこで、県では、自ら入居者支援の安心宣言を行い、登録基準に適合するグループホームを登録、公表する「彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホーム」登録制度を創設しました。

本日から2月28日（火曜日）まで今年度の登録申請を受け付けています。重い障害のある方がグループホームで安心して入居、生活をする事ができるよう、登録申請をお待ちしています。

記

1 対象

埼玉県知事が指定している共同生活援助事業所（以下、「グループホーム」という。）のうち、登録基準を満たすグループホーム。（さいたま市、川越市、越谷市、川口市、和光市が指定しているグループホームは対象外。）
グループホームの事業所及び住居単位で登録します。

2 登録要件・申請手続き・登録の概要

詳細は、県ホームページ内「彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホーム」をご覧ください。

(URL) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/anshinsengen-grouphome.html>

(1) 登録要件の概要

ア 人員・支援の体制に関する基準

人員配置体制や重度障害者支援に関する報酬加算の適用など

イ 設備に関する基準（住居単位）

居室面積、バリアフリーの構造など

ウ 運営実績

グループホームの指定を受けた運営実績が6年以上あること。

エ 安心宣言

グループホーム自ら、入居者支援の安心宣言をすること。

併せて、「グループホームで安心して豊かに暮らすことができるための取り組み等」についても申請書に積極的に記載していただき、県ホームページで公表する。

(2) 登録申請手続きの概要

ア 申請期間

令和5年1月30日（月曜日）から2月28日（火曜日）まで（来年度も募集

予定)

イ 申請方法

登録申請書及び添付書類を e-mail で埼玉県障害者支援課に提出。

(3) 登録等

ア 登録有効期限

令和7年7月31日まで。

(来年度以降は、3年間(登録日の属する年度から起算して3年目の7月31日まで。)

イ 公表等

登録したグループホームは、県ホームページに公表します。当該グループホームの安心宣言と併せ「グループホームで安心して豊かに暮らすことができるための取り組み等」についても申請書に積極的に記載していただき、県ホームページで公表します。

3 登録ステッカー

(1) 登録ステッカーの配付

登録したグループホームには、登録マークを掲載し、安心宣言を記載できる登録ステッカーを配付します。

(2) 障害者アーティストによるイラストの作成

登録マークのイラストは、社会福祉法人みぬま福祉会の障害福祉サービス事業所「川口太陽の家・工房集」の利用者であり、アート活動をされている「関 翔平(せき しょうへい)」氏が作成されました。

登録ステッカーデザイン

